

平成21年11月26日

各 位

会 社 名 株式会社やすらぎ
代 表 者 代表取締役社長 須田 力
(コード番号 8919 名証セントレックス)
問 合 先 取締役管理本部長 秋山 潔
(TEL 0277-20-7400)
(URL <http://www.yasuragi-reform.com>)

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

株式会社やすらぎ（以下「当社」といいます。）は、平成21年11月26日開催の取締役会において、当社取締役会長である須田忠雄（以下「公開買付者」といいます。）が、当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことについて、下記のとおり、賛同の意見を表明することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(平成21年11月26日現在)

(1) 氏 名	須田 忠雄 (当社取締役会長)
(2) 生 年 月 日	昭和21年2月2日
(3) 本 籍 地	群馬県桐生市相生町
(4) 職 歴	昭和39年4月 福井商事(株)入社 昭和41年4月 須田商店開業 昭和51年2月 須田不動産開業 昭和53年9月 株式会社やすらぎ設立 代表取締役社長 平成17年2月 当社代表取締役執行役員社長 平成20年4月 当社取締役執行役員会長 平成21年4月 当社取締役相談役 平成21年9月 当社取締役会長 (現任)
(5) 破産手続開始の決定の有無	該当事項はありません。
(6) 公開買付者と当社の関係	公開買付者は、当社の創業者であり、現在、当社取締役会長です。公開買付者は、当社株式 3,633,200 株（発行済株式総数の17.28%）を所有しており、他に公開買付者の特別関係者が当社株式を計 9,691,700 株（発行済株式総数の46.10%）所有しております。

2. 公開買付者が買付等を行う株券等の種類

普通株式

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 11 月 26 日開催の取締役会において、公開買付者が本公開買付けを行うことについて、賛同の意見を表明する旨、並びに本公開買付けの買付価格の妥当性及び株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねる旨を決議に参加した取締役の全員一致で決議いたしました。また、当社監査役 3 名中当該取締役会に出席した 2 名の監査役（社外監査役 1 名を含む。）も同趣旨の意見を述べております。

なお、公開買付者は、本公開買付けの開始時点において当社の取締役であることから、当社と構造的な利益相反状態にあります。そのため、公開買付者は、本公開買付けに関する当社取締役会における決議に一切参加しておりません。加えて、当社の現代表取締役である須田力も、公開買付者の特別関係者に該当することから、疑義を避けるために、公開買付者と同様、本公開買付けに関する当社取締役会における決議に一切参加しておりません。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

公開買付者は、本日現在、当社株式 3,633,200 株を所有しており、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）は 17.28%です。

当社の発行済株式総数のうち、当社代表取締役社長である須田力氏は所有株式数 3,559,400 株（株式所有割合：16.93%）、須田竜合氏は所有株式数 1,594,000 株（株式所有割合：7.58%）、須田正美氏は所有株式数 920,000 株（株式所有割合：4.38%）、有限会社ティーアール商事は所有株式数 3,618,300 株（株式所有割合：17.21%）を所有しております。（以下、須田力氏、須田竜合氏、須田正美氏及び有限会社ティーアール商事を総称して「特別関係者」といいます。）

特別関係者の所有株式数は合計 9,691,700 株（株式所有割合：46.10%）となり、公開買付者と特別関係者の合計所有株式数は 13,324,900 株（株式所有割合：63.38%）となります。

一方、当社は、昭和 53 年、公開買付者により、墓石を販売する石材業として設立されました。その後、当社は、時代の変化に応じて新たな事業を展開し、昭和 63 年には不動産売買、代理業務を開始し、平成元年には、建築、不動産業務を拡大し、戸建住宅販売業を開始いたしました。その後、分譲住宅、注文住宅販売、リフォーム販売業、不動産賃貸等、業容の転換と事業の拡大を図りつつ、現在は、中古住宅再生事業を主な事業としております。当社の株式は、平成 16 年 2 月に株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場（以下「名証セントレックス」といいます。）に上場し、不動産競売市場から仕入れた低価格の住宅にリフォームを施し、良質廉価な住宅を販売するという独自のビジネスモデルで、他社との差別化を図り、事業の拡大を図ってきました。現在、当社は、47 都道府県全てに店舗を構え、中古住宅市場のベンチャーとしての役割を認識し、ライフスタイルの変化に沿った、より高品質・低価格、そして感動を生む住まいを提供すべく、市場動向に目を向けた事業を展開しております。

しかしながら昨今の不動産業界においては、米国のサブプライムローンに端を発した世界的な金融危機の影響で、信用収縮によって金融機関からの融資が厳しくなっており、建設業や不動産業を中心とする大型倒産が相次ぐ等、当社を取り巻くビジネス環境は大きく変化しつつあります。

このような状況の中で、当社の主力事業である中古住宅再生業界においては、雇用環境の悪化や個人所得の伸び悩み等から来る需要減退の影響を受け、中古住宅販売価格の下落基調が続く一方で、景気後退による不動産競売市場における競売発件数の増加、競売参加者の減少や不動産価格の下落等の影響を受け、販売用中古住宅物件の仕入れは行い易い状況となっております。かかる状況の下、当社は、顧客のニーズに沿った低価格帯の住宅販売に特化し、従来の売上高やシェア重視の経営から在庫回転率及び利益率重視の経営に転換を図ってまいりましたが、当社の営業地盤である地方都市においては景気の後退感是一段と強く、当社がターゲットとする顧客層が求める住宅はますます低価格帯にシフトしてきております。また、他社が低価格の新築戸建て住宅の販売を強化していることから、当社としては低価格だけでなく、これまで以上に質の高い中古住宅を供給する必要に迫られており、これらが、当社の収益を圧迫する要因となりつつあります。かかる厳しい経営環境に直面し、当社としては、大胆な方針

転換を迫られているものと認識しております。

以上のような背景に鑑み、当社としては短期的な業績の変動に左右されない事業体制の再構築を図る必要があると判断しております。具体的には、余剰資産を更に整理するとともに、経営資源の効率的な再配置や新規事業の積極展開を行い、市場の変化を先取りし独自性を追求した戦略の再策定・実行、及び新たな経営資源の確保・投入を行っていくことが肝要であると判断するに至っております。

そうした中、本年 11 月頃、このような抜本的な事業体制の再構築を図るにあたっては、当然ながら当社の一般株主に対して高い事業リスクを負担せしめるおそれがあることから、一般株主に当該リスクを回避する機会を与えるべく、上記諸施策を実行に移す前の段階で、中核的安定株主となる予定である一部の株主を除く、当社の全株主に対して当社株式を売却する機会を提供することが望ましいのではないかと公開買付者による提案があり、当社としてはこれについて株主保護の観点から慎重に検討して参りました。

検討に際しては法務アドバイザーとしてリーバマン法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きを含む意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、慎重に審議を重ねました。

結果として、前述のとおり、抜本的な事業体制の再構築の推進が長期的に当社の企業価値向上につながると思料しているものの、(1)本公開買付けが、当社の事業再構築にあたり一般株主に対して一方的に高い事業リスクを負担せしめる可能性を回避する目的で、当社株式の名証セントレックスにおける現状の取引状況に鑑みて一般株主に対して売却の機会を提供する趣旨に基づくものであること、(2)公開買付者は、当社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触してしまう場合を除いては、少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の予定がなく、かつ、取締役会を含む事業運営体制についても現行の体制を維持することを企図しており、他方で、当社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触する可能性は高くない状況であると考えられるため、本公開買付けは、当社の株主の利害状況を大きく変更させるものとははいえないこと、(3)買付け等の価格が 370 円と名証セントレックスにおける当社株式の年初来高値の水準と同程度であること、(4)本届出書提出日の前営業日の名証セントレックスにおける当社株式の終値 187 円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成 21 年 11 月 25 日の名証セントレックスにおける当社株式の終値の過去 1 ヶ月間単純平均値約 194 円、過去 3 ヶ月間単純平均値約 223 円、過去 6 ヶ月間単純平均値約 219 円に対して、それぞれ約 97.86%、約 90.72%、約 65.92%、約 68.95%のプレミアムが付されていること、(5)本公開買付けの結果、名証セントレックスの上場廃止基準に該当した場合等においては、公開買付者は少数株主への影響を考慮し例外的にスクイーズアウトを検討する余地があるとしているが、当該スクイーズアウトは、そもそも、その趣旨に鑑みて本公開買付けからは根本的に独立した取引であり、当該スクイーズアウトに際しての当社株式の価値算定及び評価、並びにその他諸条件については、その際に別途の検討がなされるものであることから、本公開買付けは一般株主の利益に適うものであると判断し、平成 21 年 11 月 26 日、社外取締役であるカーティス・フリーズ氏を含む当社取締役全員一致（決議に参加していない公開買付者及び特別関係者を除く）で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議しております。なお、当社は、上記決議事由のうち(2)に記載の事項、及び本公開買付けが持株比率の低い経営陣が新たに 3 分の 2 以上の株式を取得して当社を組織再編等により非公開化するという、一般にマネジメント・バイアウトといわれるスキームとは異なるとの考えから、上記検討において、当社の株式について第三者に株式価値評価を依頼しておらず、本公開買付け価格は必ずしも当社に係る公正な株式価値を反映したものではない可能性があります。そのため当社は、上記のとおり本公開買付けに賛同する一方で、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様に判断を委ねることと致します。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者は、当社株式を非公開化する意向はなく、本公開買付け後の組織再編等により当社を非公開化することを目的として、当社発行済株式総数（自己株式を除く。）の全部を取得する手続の予定もない旨の意向を示しております。

しかし、本公開買付けにより、公開買付者及び特別関係者の所有割合が 3 分の 2 以上となることが想定されるため、法令に従い、公開買付者は、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果により、当社の株主数が 150 人未満となり、その後 1 年以内に 150 人以上とならないとき、又は当社株式の流動性が減少し、月平均売買高が 1 年の間継続して 10 単元株未

満となり、かつ月平均値付率が1年の間継続して20%を下回ることとなり、その後1年間の月平均売買高若しくは月平均値付率が当該数値以上とならなかったときは、名証セントレックスに上場されている当社株式は、名証セントレックスの上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる可能性があります。当社は、公開買付者等と協議のうえ、上場維持のための施策を検討いたしますが、現時点で決定している事実はありません。上場廃止となった場合、当社株式は名証セントレックスにおいて取引することはできません。なお、平成21年7月20日現在の当社の株主数は、4,839人(自己株式を除く)であります。

また、公開買付者は、名証セントレックスにおける上場廃止基準に抵触し、当社株式が非公開となるような場合等は、少数株主に投下資本回収の機会を提供することを目的として、かかる少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の措置を例外的に検討することがあります。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

該当事項はありません。

(5) 公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保するために、以下のような措置等を講じております。

① 市場価格に基づく価格決定

公開買付者は、市場価格こそが客観的かつ適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ち、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)について、本年11月頃より、社外取締役1名を含む当社取締役会との協議・交渉を経て慎重に検討いたしました。その結果、上述した本公開買付けを実施する理由に鑑み、適正な株式価値であるとの判断が可能な枠組みの中で、可能な限り既存株主の皆様にとって魅力のある買付価格を提示することが相当であると判断し、当社との協議・交渉の結果も踏まえた上で、本公開買付けにおける買付価格を名証セントレックスにおける本年の年初来高値である370円に決定いたしました。なお、当社は本公開買付価格について、第三者算定機関に株式評価を依頼していません。買付価格370円は、本届出書提出日の前営業日の名証セントレックスにおける当社株式の終値187円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成21年11月25日の名証セントレックスにおける当社株式の終値の過去1ヶ月間単純平均値約194円、過去3ヶ月間単純平均値約223円、過去6ヶ月間単純平均値約219円に対して、それぞれ約97.86%、約90.72%、約65.92%、約68.95%のプレミアムを加えた価格であります。株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式売却機会を提供できるものであると判断いたしました。ただし、前述のとおり、当社は第三者算定機関に株式評価を依頼しておらず、本公開買付価格は必ずしも当社に係る公正な株式価値を反映したものではない可能性があることから、本公開買付けの買付価格の妥当性は株主の皆様判断を委ねることと致しております。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーバマン法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きを含む意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが当社の企業価値の向上に資するものであるか、慎重に検討を行ってまいりました。

他方、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、三井法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

③ 特別利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役による審議・検討

公開買付者は、本公開買付けの開始時点において当社の取締役であることから、当社と構造的な利益相反状態にあります。そのため、公開買付者は、本公開買付けに関する当社の取締役会における決議に一切参加していません。加えて、当社の現代表取締役である須田力氏も、公開買付者の特別関係者に該当することから、疑義を避けるために、公開買付者と同様、本公開買付けに関する当社の取締役会における決議に一切参加していません。

また、公開買付者及び特別関係者を除く当社の取締役会は、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、3.(2)の記載の理由から、社外取締役であるカーティス・フリーズ氏を含む当社取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議しております。

④ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しております。また、公開買付者と当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておらず、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、特別関係者並びに当社社外取締役であるカーティス・フリーズが代表を務める Prospect Asset Management, Inc.、藤生和枝氏及び阿部キン氏より、平成21年11月19日付で、本公開買付けに応募しない旨を定めた書面を取得しています。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当しますが、当社が支配株主と取引を行う場合には、独立当事者間取引を前提に、公正な市場価格に基づき、適正かつ適法にこれを行う方針であります。本取引についても、当該方針に適合しております。

以 上

※ 添付資料「株式会社やすらぎ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（平成21年11月26日付）

(添付資料)

平成 21 年 11 月 26 日

各 位

群馬県桐生市相生町四丁目 104 番地の 3
須田 忠雄

株式会社やすらぎ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

須田忠雄（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社やすらぎ（以下「対象者」といいます。）の普通株式を取得するため、下記のとおり、対象者の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、昭和 53 年 9 月に対象者を設立して、代表取締役役に就任し、本日現在、対象者の取締役会長に就任しております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者の株式を 3,633,200 株保有しており、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）は 17.28%です。

今般、公開買付者は、対象者の発行済株式総数のうち、須田力氏（所有株式数 3,559,400 株、株式所有割合 16.93%）、須田竜合氏（所有株式数 1,594,000 株、株式所有割合 7.58%）、須田正美氏（所有株式数 920,000 株、株式所有割合 4.38%）及び有限会社ティーアール商事（所有株式数 3,618,300 株、株式所有割合 17.21%）が所有する対象者株式（以下、須田力氏、須田竜合氏、須田正美氏及び有限会社ティーアール商事を総称して「特別関係者」といいます。特別関係者の所有株式数は合計 9,691,700 株、株式所有割合は合計 46.10%となり、公開買付者と特別関係者の合計所有株式数は 13,324,900 株、株式所有割合は 63.38%となります。）、並びに Prospect Asset Management, Inc.（所有株式数 2,007,700 株、株式所有割合 9.55%）、藤生和枝氏（所有株式数 575,000 株、株式所有割合 2.73%）、及び阿部キン氏（所有株式数 36,400 株、株式所有割合 0.17%）が所有する対象者株式（以下、特別関係者、Prospect Asset Management, Inc.、藤生和枝氏及び阿部キン氏を総称して「買付対象外株主」といいます。買付対象外株主の所有株式数は合計 12,310,800 株、株式所有割合は合計 58.55%となり、公開買付者と買付対象外株主の合計所有株式数は 15,944,000 株、株式所有割合は 75.83%となります。）並びに対象者が所有する自己株式を除いた全株式を対象とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

買付対象外株主は、公開買付者との間で、その所有する普通株式の全部（12,310,800 株）について、本公開買付けに応募しない旨合意しており、公開買付者は、買付対象外株主より、平成 21 年 11 月 19 日付で、買付対象外株主が本公開買付けに応募しない旨を定めた書面を取得しています。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の全株主（但し、買付対象外株主を除きます。）に対し、株式売却の機会を提供することを企図しており、本公開買付けが成立した場合、応募していただいた対象者株式の全てを買付けることとし、買付予定株数に上限を設けておりません。

なお、本公開買付けの結果により、対象者の株主数が 150 人未満となり、その後 1 年以内に 150 人以上とならないとき、又は対象者株式の流動性が減少し、月平均売買高が 1 年の間継続して 10 単元株未満となり、かつ月平均値付率が 1 年の間継続して 20%を下回ることとなったときは、株式会社名古屋証券取

引所セントレックス市場（以下「名証セントレックス」といいます。）に上場されている対象者株式は、名証セントレックスの上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる可能性があります。公開買付者は、本公開買付けの実施後にスクイーズアウト等を行なうことにより対象者株式を非公開化する予定はありませんが、本公開買付けの結果により上記上場廃止基準に該当した場合には、対象者株式は非公開化されることとなります。なお、公開買付者は、対象者株式が非公開となった場合等に限り、少数株主に投下資本回収の機会を提供することを目的として、かかる少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の措置を例外的に検討することがあり得ます。

また、公開買付者は、本公開買付け後に、合併又は株式交換等の組織再編等を行う予定はありません。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けを実施する背景

対象者は、昭和 53 年、公開買付者により、墓石を販売する石材業として設立されました。その後、対象者は、時代の変化に応じて新たな事業を展開し、昭和 63 年には不動産売買、代理業務を開始し、平成元年には、建築、不動産業務を拡大し、戸建住宅販売業を開始いたしました。その後、分譲住宅、注文住宅販売、リフォーム販売業、不動産賃貸等、業容の転換と事業の拡大を図りつつ、現在は、中古住宅再生事業を主な事業としております。対象者の株式は、平成 16 年 2 月に名証セントレックスに上場し、不動産競売市場から仕入れた低価格の住宅にリフォームを施し、良質廉価な住宅を販売するという独自のビジネスモデルで、他社との差別化を図り、事業の拡大を図ってきました。現在、対象者は、47 都道府県全てに店舗を構え、中古住宅市場のベンチャーとしての役割を認識し、ライフスタイルの変化に沿った、より高品質・低価格、そして感動を生む住まいを提供すべく、市場動向に目を向けた事業を展開しております。

しかしながら昨今の不動産業界においては、米国のサブプライムローンに端を発した世界的な金融危機の影響で、信用収縮によって金融機関からの融資が厳しくなっており、建設業や不動産業を中心とする大型倒産が相次ぐ等、対象者を取り巻くビジネス環境は大きく変化しつつあります。

このような状況の中で、対象者の主力事業である中古住宅再生業界においては、雇用環境の悪化や個人所得の伸び悩み等から来る需要減退の影響を受け、中古住宅販売価格の下落基調が続く一方で、景気後退による不動産競売市場における競売発生件数の増加、競売参加者の減少や不動産価格の下落等の影響を受け、販売用中古住宅物件の仕入れは行い易い状況となっております。かかる状況の下、対象者は、顧客のニーズに沿った低価格帯の住宅販売に特化し、従来の売上高やシェア重視の経営から在庫回転率及び利益率重視の経営に転換を図ってまいりましたが、対象者の営業地盤である地方都市においては景気の後退感是一段と強く、対象者がターゲットとする顧客層が求める住宅はますます低価格帯にシフトしてきております。また、他社が低価格の新築戸建て住宅の販売を強化していることから、対象者としては低価格だけでなく、これまで以上に質の高い中古住宅を供給する必要に迫られており、これらが、対象者の収益を圧迫する要因となりつつあります。かかる厳しい経営環境に直面し、対象者としては、大胆な方針転換を迫られているものと認識しております。

②本公開買付けを実施する理由

公開買付者は、以上のような背景に鑑み、対象者の創業者として、また取締役会長として、対象者が短期的な業績の変動に左右されない事業体制の再構築を図る必要があると判断しております。具体的には、余剰資産を早急に整理するとともに、経営資源の効率的な再配置や新規事業の積極展開を行い、市場の変化を先取りし独自性を追求した戦略の再策定・実行、及び新たな経営資源の確保・投入を行っていくことが肝要であると判断するに至っております。

このような抜本的な事業体制の再構築を図るにあたっては、当然ながら対象者の一般株主に対して高い事業リスクを負担せしめるおそれがあることから、公開買付者は、一般株主に当該リスクを回避する機会を与えるべく、上記諸施策を実行に移す前の段階で、中核的安定株主となる予定である買付対象外株主を除く、対象者の全株主に対して対象者株式を売却する機会を提供することが必要であると判断いたしました。

公開買付者は、上記判断に基づき、対象者との間で協議を重ね、結果として現在対象者が置かれている状況、及び今後取るべき諸施策について合意し、本公開買付けを実施することが最善であるとの判断に至ったものであります。

このようなことから、本公開買付けにおいては、可能な限り多くの対象者株主に株式売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設けておりません。なお、本公開買付けの結果により、対象者の株主数が150人未満となり、その後1年以内に150人以上とならないとき、又は対象者株式の流動性が減少し、月平均売買高が1年の間継続して10単元株未満となり、かつ月平均値付率が1年の間継続して20%を下回ることとなったときは、名証セントレックスに上場されている対象者株式は、名証セントレックスの上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる可能性があります。公開買付者は、対象者株式が非公開となった場合等に限り、少数株主に投下資本回収の機会を提供することを目的として、かかる少数株主の所有株式についてスクイズアウトを行う等の措置を例外的に検討することがあり得ますが、そうした場合を除いては、対象者株式を非公開化する予定はありません。

③本公開買付け後の経営方針

対象者の取締役会を含む事業運営体制は、引き続き現行の体制を維持し、公開買付者も引き続き取締役会長として対象者の経営に協力することを企図しております。

また、Prospect Asset Management, Inc. は、対象者に対して社外取締役の派遣を行っておりますが、本公開買付けに際しては、公開買付者との間で、その所有する普通株式の全部について、本公開買付けに応募しない旨を事前に合意しており、継続して社外取締役の派遣を行う方針であります。このように、対象者としては、本公開買付け実施後の事業運営に際しても、従前のおり、社外取締役の登用によって社外からの助言、批判等を積極的に経営に反映し、また支配株主ではない立場からの監督を受けること等により、一般に望ましいとされる企業統治体制の実現に努め、引き続き経営の健全性を確保することを企図しております。

なお、本公開買付けにおいては、買付者と一部株主との間で、当該株主の所有する普通株式の全部について、本公開買付けに応募しない旨の合意がなされておりますが、上記企業統治上の観点に基づき、対象者株式の議決権その他の権利について共同して行使する等の合意はしておりません。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するために、以下のような措置等を講じております。

①市場価格に基づく価格決定

公開買付者は、市場価格こそが客観的かつ適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ち、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）について、本年11月頃より、社外取締役1名を含む対象者取締役会との協議・交渉を経て慎重に検討いたしました。その結果、上述した本公開買付けを実施する理由に鑑み、適正な株式価値であるとの判断が可能な枠組みの中で、可能な限り既存株主の皆様にとって魅力のある買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、本公開買付けにおける買付価格を名証セントレックスにおける本年の年初来高値である370円に決定いたしました。なお、買付価格370円は、本日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値187円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成21年11月25日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月間単純平均値約194円、過去3ヶ月間単純平均値約223円、過去6ヶ月間単純平均値約219円に対して、それぞれ約97.86%、約90.72%、約65.92%、約68.95%のプレミアムを加えた価格です。

②独立した法律事務所からの助言

公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、三井法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

他方、対象者の取締役会は、リーバマン法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きを含む意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上に資するものであるか、慎重に検討を行ってまいりました。

③特別利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役による審議・検討

公開買付者は、本公開買付けの開始時点において対象者の取締役であることから、対象者と構造的な利益相反状態にあります。そのため、公開買付者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会における決議に一切参加していません。加えて、対象者の現代表取締役である須田力氏も、公開買付者の特別関係者に該当することから、疑義を避けるために、公開買付者と同様、本公開買付けに関する対象者の取締役会における決議に一切参加していません。

また、公開買付者及び特別関係者を除く対象者の取締役会は、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、(1)本公開買付けが、対象者の事業再構築にあたり一般株主に対して一方的に高い事業リスクを負担せしめることを回避する目的で、対象者株式の名証セントレックスにおける現状の取引状況に鑑みて一般株主に対して売却の機会を提供する趣旨に基づくものであること、(2)公開買付者は、対象会社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触してしまう場合を除いては、少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の予定がなく、かつ、取締役会を含む事業運営体制についても現行の体制を維持することを企図しており、他方で、対象会社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触する可能性は高くない状況であると考えられるため、本公開買付けは、対象者の株主の利害状況を大きく変更させるものとははいえないこと、(3)買付け等の価格が370円と名証セントレックスにおける対象者株式の年初来高値の水準と同程度であること、(4)本日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値187円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成21年11月25日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月間単純平均値約194円、過去3ヶ月間単純平均値約223円、過去6ヶ月間単純平均値約219円に対して、それぞれ約97.86%、約90.72%、約65.92%、約68.95%のプレミアムが付されていること、(5)本公開買付けの結果、名証セントレックスの上場廃止基準に該当した場合等においては、公開買付者は少数株主への影響を考慮し例外的にスクイーズアウトを検討する余地があるとしているが、当該スクイーズアウトは、そもそも、その趣旨に鑑みて本公開買付けからは根本的に独立した取引であり、当該スクイーズアウトに際しての対象者株式の価値算定及び評価、並びにその他諸条件については、その際に別途の検討がなされるものであることから、本公開買付けは一般株主の利益に適うものであると判断し、平成21年11月26日、社外取締役であるカーティス・フリーズ氏を含む対象者取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議しております。なお、対象会社は、上記決議事由のうち(2)に記載の事項、及び本公開買付けが持株比率の低い経営陣が新たに3分の2以上の株式を取得して対象会社を組織再編等により非公開化するという、一般にマネジメント・バイアウトといわれるスキームとは根本的に異なるとの考えから、上記検討において、対象者の株式について第三者に株式価値評価を依頼していません。そのため対象者は、本公開買付けに賛同する一方で、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断を委ねることと致しております。

④買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておらず、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付け後に、合併又は株式交換等の組織再編等を行う予定はなく、本公開買付け後、公開買付者及び買付対象外株主を除く対象者発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全部を取得できなかった場合でも、本公開買付け後に、対象者を非公開化することを目的として、対象者発行済株式総数

(自己株式を除きます。)の全部を取得する手続を予定しておりません。ただし、本公開買付けにおいては、可能な限り多くの対象者株主に株式売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設けていないことから、本公開買付けの結果により、対象者の株主数が150人未満となり、その後1年以内に150人以上とならないとき、又は対象者株式の流動性が減少し、月平均売買高が1年の間継続して10単元株未満となり、かつ月平均値付率が1年の間継続して20%を下回ることとなったときは、名証セントレックスに上場されている対象者株式は、名証セントレックスの上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる可能性があります。そうした場合等に限り、買付者は、少数株主に投下資本回収の機会を提供することを目的として、かかる少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の措置を例外的に検討することがあり得ます。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

公開買付者は、対象者株式を非公開化する意向はなく、本公開買付け後の組織再編等により対象者を非公開化することを目的として、対象者発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全部を取得する手続の予定もありません。

しかし、本公開買付けの結果により、対象者の株主数が150人未満となり、その後1年以内に150人以上とならないとき、又は対象者株式の流動性が減少し、月平均売買高が1年の間継続して10単元株未満となり、かつ月平均値付率が1年の間継続して20%を下回ることとなったときは、名証セントレックスに上場されている対象者株式は、名証セントレックスの上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる可能性があります。上場廃止となった場合、対象者株式は名証セントレックスにおいて取引することはできません。なお、平成21年7月20日現在の対象者の株主数は、4,839人(自己株式を除きます。)であります。

なお、公開買付者は、名証セントレックスにおける上場廃止基準に抵触し、対象者株式が非公開となるような場合等に限り、少数株主に投下資本回収の機会を提供することを目的として、かかる少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の措置を例外的に検討することがあり得ます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社やすらぎ	
② 主な事業内容	1. 中古住宅再生事業 2. 収益物件運営事業 3. その他事業	
③ 設立年月日	昭和53年9月	
④ 本店所在地	群馬県桐生市桐生市美原町4番2号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 須田 力	
⑥ 資本金の額	3,778,871千円	
⑦ 大株主及び持株比率	須田 忠雄	17.28%
	(有)ティーアール商事	17.21%
	須田 力	16.93%
	須田 竜合	7.58%
	PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	5.45%
	須田 正美	4.38%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 506155	4.04%
	藤生 和枝	2.73%

	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2.43%
	DEUTSCHE BANK AG LONDON-PBNON-TREATY CLIENTS G13	1.56%
	(平成21年7月20日現在)	
⑧ 買付者と対象者の関係	資本関係	須田忠雄は、対象者株式 3,633,200 株 (株式所有割合 17.28%) を所有しております。
	人的関係	須田忠雄は、対象者の取締役会長です。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	須田忠雄は対象者の取締役相談役であり、対象者の主要株主であるため、関連当事者に該当いたします。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年11月27日(金曜日)から平成22年1月15日(金曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金370円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、市場価格こそが客観的かつ適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ち、本公開買付けにおける買付価格について、本年11月頃より、社外取締役1名を含む対象者取締役会との協議・交渉を経て慎重に検討いたしました。その結果、対象者が抜本的な事業体制の再構築を図るにあたって、対象者の一般株主に対して一方的に高い事業リスクを負担せしめるようなことは回避すべきとの本公開買付け趣旨に鑑み、可能な限り既存株主の皆様にとって魅力のある買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、本公開買付けにおける買付価格を名証セントレックスにおける本年の年初来高値である370円に決定いたしました。なお、買付価格370円は、本日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値187円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成21年11月25日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月間単純平均値約194円、過去3ヶ月間単純平均値約223円、過去6ヶ月間単純平均値約219円に対して、それぞれ約97.86%、約90.72%、約65.92%、約68.95%のプレミアムを加えた価格です。

② 算定の経緯

公開買付者は、平成21年10月頃、本公開買付けの具体的な検討を始め、買付価格及びその他諸条件等についての検討を進めて参りました。

公開買付者は、平成21年11月4日、対象者取締役会に対して対象者株式について公開買付けを実施したい旨とともに、「3 買付け等の目的」に記載の買付けの趣旨、及び凡その買付価格を提示いたしました。

同日、同取締役会において、対象者の社外取締役であるカーティス・フリーズ氏より、上記算定の基礎に記載した趣旨の算定方法であれば、一般に公正妥当といえるのではないかとの見解が示されたことを

受け、公開買付者としては当該意見を尊重し、最終的な買付価格の提示に至っております。
 当該最終的な買付価格の提示を受け、対象者取締役会は法務アドバイザーとしてリーバマン法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きを含む意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、慎重に審議を重ねました。

結果として、(1)本公開買付けが、対象者の事業再構築にあたり一般株主に対して一方的に高い事業リスクを負担せしめることを回避する目的で、対象者株式の名証セントレックスにおける現状の取引状況に鑑みて一般株主に対して売却の機会を提供する趣旨に基づくものであること、(2)公開買付者は、対象会社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触してしまう場合を除いては、少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の予定がなく、かつ、取締役会を含む事業運営体制についても現行の体制を維持することを企図しており、他方で、対象会社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触する可能性は高くないと考えられるため、本公開買付けは、対象者の株主の利害状況を大きく変更させるものとは見做らないこと、(3)買付け等の価格が370円と名証セントレックスにおける対象者株式の年初来高値の水準と同程度であること、(4)本日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値187円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成21年11月25日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月間単純平均値約194円、過去3ヶ月間単純平均値約223円、過去6ヶ月間単純平均値約219円に対して、それぞれ約97.86%、約90.72%、約65.92%、約68.95%のプレミアムが付されていること、(5)本公開買付けの結果、名証セントレックスの上場廃止基準に該当した場合等においては、公開買付者は少数株主への影響を考慮し例外的にスクイーズアウトを検討する余地があるとしているが、当該スクイーズアウトは、そもそも、その趣旨に鑑みて本公開買付けからは根本的に独立した取引であり、当該スクイーズアウトに際しての対象者株式の価値算定及び評価、並びにその他諸条件については別途の検討がなされるべきものであることから、本公開買付けは一般株主の利益に適うものであると判断し、平成21年11月26日、社外取締役であるカーティス・フリーズ氏を含む対象者取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議しております。なお、対象会社は、上記決議事由のうち(2)に記載の事項、及び本公開買付けが持株比率の低い経営陣が新たに3分の2以上の株式を取得して対象会社を組織再編等により非公開化するという、一般にマネジメント・バイアウトといわれるスキームとは異なるとの考えから、上記検討において、対象者の株式について第三者に株式価値評価を依頼していません。そのため対象者は、本公開買付けに賛同する一方で、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断を委ねることと致しております。また、公開買付者は、本公開買付けの開始時点において対象者の取締役であることから、対象者の特別利害関係人となり、本取引に関連する対象者における全ての決議に参加していません。また、対象者代表取締役である須田力氏も、公開買付者の特別関係者に該当することから、疑義を避けるため、公開買付者と同様に、本取引に関連する対象者における全ての決議に参加していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,787,700 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としております。

(注4) 本公開買付けにより買付者が取得する株券等の最大数は、17,098,573株(以下、「最大買付数」といいます。)となります。これは、対象者が平成21年11月24日に提出した第32期中第3四半期報告書に記載された平成21年7月20日現在の発行済株式数(21,025,000株)から、公開買付者が保有する株式数(3,633,200株)及び対象者が保有する自己株式数(293,227株)を控除した株式数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	36,332 個	(買付け等前における株券等所有割合 17.52%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	96,917 個	(買付け等前における株券等所有割合 46.75%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	47,877 個	(買付け等後における株券等所有割合 87.37%)
対象者の総株主の議決権の数	207,317 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,787,700株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第32期第3四半期報告書(平成21年11月24日提出)記載の対象者の平成21年7月20日現在の総株主等の議決権の数(207,317個)を記載しております。当該議決権の数は、平成21年7月20日現在の対象者の発行済株式総数21,025,000株のうち、自己株式数293,227株を控除した株式数(20,731,773株)に係る議決権の数です。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、「買付け等における株券等所有割合」は最大で100.00%(議決権の数207,317個)になります。

(注5) 上記の割合については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,771,449,000円

買付代金は、買付予定数4,787,700株に1株当たりの買付価格370円を乗じた金額を記載しています。なお、最大買付数17,098,573株を買付けた場合の買付代金は6,326,472,010円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号

② 決済の開始日

平成22年1月22日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は支店にてお支払します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令代 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が株式分割その他の令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は支店に「公開買付応募申込受付票」（交付されている場合）を添付の上、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに、公開買付代理人の本店又は支店に到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限られません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年11月27日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

三田証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等に関しては、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である須田力氏より、平成21年11月19日付で、買付対象外株主が本公開買付けに応募しない旨を定めた書面を取得しています。

対象者は、平成21年11月26日の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しています。なお、公開買付者は、本公開買付けの開始時点において対象者の取締役であることから、対象者の特別利害関係人となり、本取引に関連する対象者における全ての決議に参加していません。また、対象者代表取締役である須田力氏も、公開買付者の特別関係者に該当することから、疑義を避けるため、公開買付者と同様に、本取引に関連する対象者における全ての決議に参加していません。また、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するために、以下のような措置等を講じております。

①市場価格に基づく価格決定

公開買付者は、市場価格こそが客観的かつ適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ち、本公開買付けにおける買付価格について、本年11月頃より、社外取締役1名を含む対象者取締役会との協議・交渉を経て慎重に検討いたしました。その結果、上述した本公開買付けを実施する理由に鑑み、適正な株式価値であるとの判断が可能な枠組みの中で、可能な限り既存株主の皆様にとって魅力のある買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、本公開買付けにおける買付価格を名証セントレックスにおける本年の年初来高値である370円に決定いたしました。なお、買付価格370円は、本日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値187円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成21年11月25日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月間単純平均値約194円、過去3ヶ月間単純平均値約223円、過去6ヶ月間単純平均値約219円に対して、それぞれ約97.86%、約90.72%、約65.92%、約68.95%のプレミアムを加えた価格です。

②独立した法律事務所からの助言

公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、三井法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

他方、対象者の取締役会は、リーバマン法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きを含む意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上に資するものであるか、慎重に検討を行ってまいりました。

③特別利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役による審議・検討

公開買付者は、本公開買付けの開始時点において対象者の取締役であることから、対象者と構造的な利益相反状態にあります。そのため、公開買付者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会における決議に一切参加していません。加えて、対象者の現代表取締役である須田力氏も、公開買付者の特別関係者に該当することから、疑義を避けるために、公開買付者と同様に、本公開買付けに関する対象者の取締役会における決議に一切参加していません。

また、公開買付者及び特別関係者を除く対象者の取締役会は、リーバマン法律事務所による法的助言のもと、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、(1)本公開買付けが、対象者の事業再構築にあたり一般株主に対して一方的に高い事業リスクを負担せしめることを回避する目的で、対象者株式の名証セントレックスにおける現状の取引状況に鑑みて一般株主に対して売却の機会を提供する趣旨に基づくものであること、(2)公開買付者は、対象会社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触してしまう場合を除いては、少数株主の所有株式についてスクイーズアウトを行う等の予定がなく、かつ、取締役会を含む事業運営体制についても現行の体制を維持することを企図しており、他方で、対

象会社株式が名証セントレックスの上場廃止基準に抵触する可能性は高くないと考えられるため、本公開買付けは対象者の株主の利害状況を大きく変更させるものとまではいえないこと、(3)買付け等の価格が370円と名証セントレックスにおける対象者株式の年初来高値の水準と同程度であること、(4)本日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値187円、公開買付者が本公開買付けの開始を公表した日の前営業日である平成21年11月25日の名証セントレックスにおける対象者株式の終値の過去1ヶ月間単純平均値約194円、過去3ヶ月間単純平均値約223円、過去6ヶ月間単純平均値約219円に対して、それぞれ約97.86%、約90.72%、約65.92%、約68.95%のプレミアムが付されていること、(5)本公開買付けの結果、名証セントレックスの上場廃止基準に該当した場合等においては、公開買付者は少数株主への影響を考慮し例外的にスクイーズアウトを検討する余地があるとしているが、当該スクイーズアウトは、そもそも、その趣旨に鑑みて本公開買付けからは根本的に独立した取引であり、当該スクイーズアウトに際しての対象者株式の価値算定及び評価、並びにその他諸条件については、その際に別途の検討がなされるべきものであることから、本公開買付けは一般株主の利益に適うものであると判断し、平成21年11月26日、社外取締役であるカーティス・フリーズ氏を含む対象者取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議しております。なお、対象会社は、上記決議事由のうち(2)に記載の事項、及び本公開買付けが持株比率の低い経営陣が新たに3分の2以上の株式を取得して対象会社を組織再編等により非公開化するという、一般にマネジメント・バイアウトといわれるスキームとは異なるとの考えから、上記検討において、対象者の株式について第三者に株式価値評価を依頼していません。そのため対象者は、本公開買付けに賛同する一方で、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様に判断を委ねることと致しております。

④買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最低期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておらず、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果によっては、名証セントレックスに上場されている対象者株式は、名証セントレックスの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、上場廃止となった場合、対象者株式は名証セントレックスにおいて取引することはできません。

(3) 問合せ先等

① 本件に関するお問い合わせ先

三井法律事務所
弁護士熊谷真喜、弁護士伊藤菜々子
電話番号： 03-3224-0020

② 本公開買付けのお手続きに関するお問い合わせ先

三田証券株式会社 投資銀行本部
電話番号： 03-3666-0088

以上